様式第５号

設計図書等に関する質問・回答書

令和　8 年 10 月 20 日

商号又は名称

代表者　　(印)

工　事　番　号	8-公計修-02
工　　事　　名	公社幸町住宅階段部消火器設置工事

番号	質問事項	回答事項
1	交換後に撤去した消火器ほかの処分に関して撤去品は如何すれば宜しいでしょうか。 例1　メーカーに引き取り処分をお願いする。例2　産廃として処分する。 又、処分に係る費用は処分費用として加算してよいでしょうか。	住宅に消火器は設置されていないため、新規設置のみです。したがって、撤去・処分はありません。

令和　8 年 10 月 28 日

回答者
宮城県住宅供給公社　　住宅管理 部長
(公印省略)

※回答を閲覧に供するときは，質問者名を公表しないこと。